

核廃絶と核抑止の葛藤

— 国際安全保障のデイレンマ —

つちやま
じつお
土山 實男

(青山学院大学名誉教授)

はじめに

核廃絶についてのニュース報道を目にすることが多くなった。その理由の一つは、2017年に国連加盟国122カ国によって採択された核兵器禁止条約を批准した国が一昨年の11月に50カ国に達して、昨年1月に発効し、日本を含むこの条約の未参加国への参加推進運動が続いているからである。3月にオーストリアで開催される最初の締約国会議には、中道左派のSPD(ドイツ社会民主党)のオラフ・シヨルツ新首相のドイツがオブザーバーとして

出席することを表明しているし、日本でも広島県選出の岸田文雄首相が「核兵器のない世界に向けた国際賢人会議」を立ち上げることを発表した。そういうなか、昨年12月に予定されていた核拡散防止条約(NPT)再検討会議がまたもや延期されたことへの批判をかわすためか、米ロ英仏中の核保有国5カ国が核戦争を防ぎ軍拡競争を避けることについての異例の共同声明を年明け早々に出している。こういう最近の核をめぐる動向を反映して核廃絶についての議論が盛んなようだ。

冷戦の終焉と「ニュークリア・ゼロ」

ベルリンの壁が崩壊した直後にマルタで米ソ首脳会談が開かれて冷戦の終結宣言が出て、まもなく東西両ドイツが統一し、次いで唐突にソ連国家システムの崩壊が起こった。この国際政治の大変動を受けて、第二次大戦後の国際秩序を支えてきた冷戦同盟や国際制度がその後も存続するかどうかを問う声が高まった。そのなかの問いの一つが戦後の核システムはどうなるのかであり、特に「ニュークリア・ゼロ」の時代が来るのかどうかに関心が集まった。この問いが出てきたのはある意味で当然のことだった。というのは、1946年に米国が国連に提出した「バルーク案」や1962年にソ連や米国が出した全面的完全軍備撤廃条約案など、戦後軍縮交渉の歴史は核廃絶失敗の歴史だったから、今度こそは核廃絶ができるかもしれないという期待が一部にあったからだ。

では、核兵器禁止条約は核廃絶にどれくらいの影響力を持つか、そして、そもそも核兵器の廃絶は可能なのか。この問題について、毎日新聞が2013年の長崎の原爆の日におピニオンの頁一面を使って「新たな核廃絶の動き」と題して三人に核廃絶の見通しを語らせる特集を組んだことがある。その一人が私だったが、私は他の二人が誰で彼らが何を言うのかはその日の新聞を見るまでよく知らな

かった。その一人はNPO「ピースデポ」を主導していた長崎大学の梅林宏道氏で、「非核アジア 日本が主導を」というタイトルで東アジア非核地帯と核兵器禁止条約の実現を唱えていた。もう一人は軍縮代表部大使を務められた三根慶樹氏で、「積極的に非人道性訴えよ」というタイトルで核システムからの脱却を主張されていた。私の意見に新聞社がつけたタイトルは「作れる限り核抑止は続く」だった。そのなかで私は、たとえ核廃絶が行われたとしても核の知識や技術を持ってしまった以上1945年以前の世界に戻ることはできない。仮に核兵器を廃絶したとしても核製造能力を持つ国がいつでも核をつくれると威嚇するかたちの抑止は続くし、また、核廃絶後の核の戦略的価値が異常に高くなるから、世界を欺いて核を隠し持つ国が出てくるだろうと書いた。その新聞を見て私に批判が来るかもしれないと思ったが、案の定、新聞社にも大学にも私の記事に対する批判が届いた。私が新聞に意見を書いて批判が来たのは後にも先にもこの時だけである。

核システムの「顕教」と「密教」

核廃絶について意見を訊かれれば、おそらく欧米の安全保障専門家の少なからずの方が私と同じようなことを言っただろうが、核廃絶に懐疑的なことを言っていると批判される理由は、鶴見俊輔と久野収が日本の旧体制たる明治憲法体制

を説明するのに使った「顕教」と「密教」を借用して考えると次のように言えるかもしれない。鶴見らによれば「顕教」とはあるシステムを動かす外部向けの象徴体系のことをいい、明治憲法システムでは天皇は現人神であるということが「顕教」だった。それに対して「密教」とはシステムを動かすための内部向けの象徴体系のことをいい、天皇は国政の一つの機関であるということが明治憲法システムの「密教」である。だから、天皇が現人神であるとされている明治憲法システムのもとで天皇は一国家機関だと表立って言う者が多くなればシステムが機能しなくなる。旧体制についてのこの二様の解釈を用いて永井陽之助は昭和の日本政治の混迷を次のように説明した。天皇が現人神であるという顕教によって運営されてきた明治憲法システムにおいては天皇機関説は同システムの密教だったにも拘らず、軍部は密教のなかで顕教を固守し、昭和の軍部がこの密教を顕教にしたことによって日本の権力中枢が麻痺してしまい、意思決定ができなくなり、日本を戦争に巻き込んだと説明した（『平和の代償』1967年）。このような顕教と密教という解釈を使えば、核なき世界を希求することが核システムの顕教であり、核兵器が実在する現実を認めただ上で自分も核を使わず敵にも使わせないためにつくった核抑止が核システムの密教だということになるだろう。

「ロング・ピース」と核システム

戦争がなぜ起こったかについての研究は山ほどあるのに戦争がなぜ起きなかったのかという研究はあまりない。その理由は簡単で、起こらなかった原因を解き明かすのは容易でないからだ。米ソ冷戦システムは第三次世界大戦があると予想してつくられた一種の臨戦体制だが、1960年代も半ばになると、それにしてはなぜ米ソ間に平和（戦争がない）が続いているのかと問う者が出てきた。決着はつかなかったが、その平和の原因を二極システムに求めるか多極システムに求めるかの国際政治学の論争になった。その約20年後、冷戦の歴史を振り返ってみて、冷戦研究の頂点にいるJ・L・ギャデイスは、冷戦システムが安定している理由は、米ソが平和主義だからでも、米ソに優れたリーダーがいたからでも、また戦争への嫌悪感があったからでもなく、「核の存在が国際システムに安定的効果をもたらした」から、すなわち「核兵器はかつてなら戦争になってもおかしくないエスカレーション・プロセスを思いとどまらせた」からだと書いて、当時40年も続いていた平和を「ロング・ピース」（長い平和）と呼んだのである（John L. Gaddis, *The Long Peace: Inquiries Into the History of the Cold War*, 1987、邦訳『ロング・ピース』2002年）。やってみなければわからないという楽観主義が戦争が起

きる原因だとすれば、やってみなくても結果がわかれば戦争は起きない。原子爆弾をつくった者の意図せざる結果として戦争が起こらなかったのか、それとも後で述べるB・ブローディが1945年に考えた抑止が効いたから戦争がなかったのか、あるいは核がなくても戦争は起きなかったのか。これらの疑問に自信を持って答えられる者は誰もいない。

いずれにせよ、われわれが直面しているのは、核廃絶と核抑止のいずれが良いかという問題というよりも、核が使われないようにするにはどうすべきかということであり、その上で、核のない世界をより安心な国際システムにするには何がなされなければならないかについての国際コンセンサスとそのシナリオをつくることである。

核抑止におけるMADとNUTS

広島と長崎に投下された原子爆弾の破壊力に驚愕したB・ブローディやA・ウォルフアーズらの国際政治学者は、米国は再び原子爆弾を戦争に使うことはできず、またやがて核を持つはずのソ連にも使わせるべきでないと考えた。原子爆弾が戦争のあり方を変えたと彼らが考えたことを現代の国際政治学は「核革命」^{ニュークリアレボリューション}と呼んでいる。そして、ブローディは核を戦争をするためではなく戦争を止めさせるために使うコンセプトとしてdeterrence^{抑止}を初めて使っ

た。(Bernard Brodie ed., *The Absolute Weapon, Atomic Power and World Order*, 1946) これがやがて米国政府の対ソ戦略になった。核抑止の考え方を米ソ関係で言えば、ソ連が米国に核攻撃をすれば米国は核で報復するから、ソ連はその核攻撃と米国の核報復がもたらす結果を前もって知ることができ、戦争をしなくてもその結果がわかるので、ソ連は対米核攻撃ができないということにある。

しかし、原子爆弾を実戦兵器と捉えた者も少なくなかった。なかには敵国の攻撃を抑止するためには核報復だけでなく核先制使用が必要だという者もいた。実際、アイゼンハワー政権は「大量報復戦略」^{マシブリアクティブエーション}を採用し、1955年12月にはNATO理事会がソ連の西ヨーロッパへの攻撃や侵略を抑止するためにNATOの核先制使用を取り込んだ戦略文書MC84を採択した。その結果、西ドイツにはピーク時に3000発を超える核が配備され、その多くを占めた戦術核は西ドイツに侵攻して来るソ連軍を主に西ドイツ国内において核で先制攻撃するための実戦兵器として配備され、1980年代に入っても西ドイツにはまだ2000発以上の核があった。抑止のためとはいえ、西ドイツ国民は実際に核が先制使用されれば数百万人もの死傷者が出るという戦略環境のもとで何十年も生きなければならなかったのである。

東アジアでは西ヨーロッパほどの規模ではなかったが、

それでも、日本に返還される前の沖繩には約1300発の核があり、そのうちの中距離核ミサイルメースB96基は中国の旅順やソ連のウラジオストクなどに向けられていた。在韓米軍にも数百発もの核が配備されていた。韓国で米國がどういふ核の使い方をしたかという点、たとえば1969年4月に米情報探査機ED-1121が北朝鮮に墜落されて搭乗者31人が死んだ時、米國は北朝鮮に対し核攻撃を行える態勢を取って北朝鮮がさらに攻勢をかけてくるのを抑止するため群山米軍基地に核爆弾を搭載したF-4戦闘機を待機させた。北朝鮮はその前年1968年の1月に特殊部隊31名による朴正熙韓国大統領殺害を企てた青瓦台襲撃事件や米情報収集艦「エプロ号」の拿捕などを行なっており、朝鮮半島情勢は極度に緊迫していた。

米國の核抑止論に話を戻すと、米ソ間の核のバランスは後述のA・ウォルステッターの言うようなデリケートなものでなく安定したものだと言うブローディの戦略論の流れを汲む核抑止論は、米ソ双方が自國の都市を相手の核攻撃から防衛しきれない相互に脆弱な状態、いわゆる「相互確証破壊」(MAD, Mutually Assured Destruction)の状態にあるが、しかし、そういう状態にあることがむしろ米ソ関係を安定させると考えた。基本的に、米政府もまたNPTや弾道弾迎撃ミサイル(ABM)制限条約の締結や戦略ミサイルの数を制限した戦略兵器制限交渉(SALT)

と核弾頭数を制限した戦略兵器削減交渉(START)などを通して、米ソ双方に核の第一撃をかける誘因がない状態をいう「戦略的安定性」をつくりそれを維持することに努めた。

相互脆弱性を認めたそういう核抑止戦略に対し、核抑止を核攻撃の応酬を想定して理論づけたのがウォルステッターらの核戦略で、ウォルステッターの論文「The Delicate Balance of Terror」(*Foreign Affairs*, January, 1959)は大きい影響力を持った。ウォルステッターや共和党・民主党の右派はABM制限条約は米國の核戦力を弱めるのだと反対し、戦略防衛構想(SDI)や今日のミサイル防衛につながる戦略を支援した。そういうなかにはC・グレイのように核戦争にも勝敗があるという論者がいたし(Colin S. Gray “Nuclear Strategy: A Case for a Theory of Victory,” *International Security*, Summer, 1974) 彼には“Victory is Possible” (*Foreign Policy*, No.39, 1980) という論文がある。そういう戦略論を応援する軍事企業やシンクタンクがある。

米ソ間の相互脆弱性に基づいた核抑止論をMADと呼ぶのに対し、核攻撃の応酬を想定した核抑止論をNUTS (Nuclear Use Theorists、核使用論者)と呼ぶことについては『安全保障の国際政治学—焦りと傲り』(2014年)に書いたのでここで詳しく述べないが、現実の米核政策に

はこの両方もつれて入っている。MADには「狂気」の意味が、NUTsには「いかれた奴」の意味がある。MADにせよNUTsにせよ、普通の人々の目から見れば核抑止論には正気の沙汰とは思えないところがあるから、人々の気持ち核なき世界に向かうのもっともな気がする。

ニュークリア・ゼロと「囚人のディレンマ」

それでは、核廃絶は可能なのか。Deterrence Before Hiroshima (1966) の著者として知られる戦略理論のG・クエスターはニュークリア・ゼロについて論じた近著で、なぜニュークリア・ゼロの実現が難しいのかという理由を、第二次大戦中の米英独ソらの科学者たちが原子力兵器が恐るべき破壊力を持ち国際社会のあり方を変えてしまうことを知りながら、なにゆえその研究開発を急いだのかという理由に求めている。当時、原子力兵器の製造方法がわかっていた原子物理学者の数は世界中で限られていたし、また彼らの間にはコミュニケーションもあつた。しかし、彼らをして原子力兵器の開発に向かわせたのは、単にナチスドイツと米英ソの間だけでなく、それをつくろうとしていた国々の間に他国に出し抜かれるのではないかという不安、つまり「囚人のディレンマ」状況があつたからだとクエスターは書いている。彼らは他国が先に原子力兵器

を持つのではないかという疑心暗鬼にかられた。原子力兵器の開発と製造は国家の命運を賭けた大事業になつたら、それぞれが相手を欺き、また相手を疑つた。

逆に、核を持つてしまつたいまの世界がニュークリア・ゼロに向う時、1945年の世界以上の相互不信が核保有国間に起こるはずである。H・モーゲンソー以後のリアリズム理論を牽引したK・ウォルツが核廃絶を行えば cheating が起こると言つたのはこのことだ。なぜなら、核廃絶を検証することよりも核を隠し持つことの方が容易だからだ。ニュークリア・ゼロがディザスターを生まないという保証がない限り核廃絶に歩を進めるのは難しい。ここに国際安全保障のディレンマがある。逆に言えば、ニュークリア・ゼロを実現するための第一条件は、核保有国の間に自分が核廃絶を行つても不安にならないだけの確固たる信頼関係が他の核保有国との間にあることだ。核保有国が参加していない核兵器禁止条約にこの役割を果たすことは期待できないが、それでは、核廃絶を実現するために信頼をつくるにはどうしたら良いのか。

再び第二次大戦中の世界に遡ると、デンマークのノーベル物理学賞授賞者のニールス・ボーアが、原子力兵器が国家間に不安と不信を生まないようにするために原子力兵器に関する国際管理が必要だとチャール首相やルーズベルト大統領に提案したことが知られている。ボーアがルーズ

ベルト大統領に1944年の8月に会って渡した文書には次の文言があった。

現在つくられつつある比類を絶する兵器は「将来の戦争の条件のすべてを完全に變えてしまうであろう。」この恐るべき兵器をめぐって起る競争は「真の信頼にもとづく世界的な協定を通じてしか回避できないことがますます明らかになってきた。」原子力に関する情報の交換と公開性のためには「効果的な管理手段の確立」が必要で、そのためには「相互信頼の確立が焦眉の急」である。(S・ローゼンタール編『ニールス・ボーア』1970年)

1943年8月にデンマークがドイツの軍政下に入ると、ボーアの母がユダヤ系だったこともあり、まず彼がコペンハーゲンからストックホルム経由で10月にロンドンに渡り、11月に渡米し、マンハッタン計画の技術顧問としてロス・アラモス研究所に滞在した。その間、ボーアはウラニウムの同位元素が分離されプルトニウムを抽出したオーク・リッジにも行って原子力兵器の完成が遠くないことを知る。彼が核についての国際管理・協力の必要性をチャールズ・ルーズベルトに訴えたのは翌1944年になってからである。ルーズベルトはボーアの提案に関心を持ったが、チャールズはソ連に情報が漏洩するのを恐れて、ボーアの行動に批判的だった。ボーアは45年にもう一度ルーズベル

トに会う計画を立てたもののルーズベルトが4月に亡くなったので、その後は日・スチムソン陸軍長官らにアプローチしたがそれも実現せず、ボーアは6月にロンドンに帰り、そこで広島、長崎への原爆投下を知る。後にボーアはこの文書について「ユートピア的」と思われるかもしれないが、そこに書かれた希望と抱負は世界の人々に共有されているものだと書いている。事実、46年に米政府が提案した「バブルク案」の基本はボーアの構想と同じである。先見の明を持った者がいても、それを政策にする者がいて、かつそれに同意が得られなければ世の中は変わらない。

核廃絶と二人の米大統領

そこで「核なき世界」を実現しようとした二人の米大統領の例を見てみたい。その一人は大統領就任早々の2009年4月、米国は核なき世界に向けて具体的な措置を講ずるというプラハ演説を行ったオバマ大統領である。彼は任期最後の年の2016年の5月に米大統領として初めて広島を訪問した。また、核物質の管理・防護や核テロへの対処などについて各国首脳が討論する「核セキュリティ・サミット」を開催した。核なき世界や核に依存しない安全保障の追求はオバマ外交の大きなテーマで、期待もされた。ただ、彼が核なき世界を訴えたことに目が行きがちだが、プラハ演説では核が存在する限り敵を抑止し同盟国の安全を保障

するために核兵器を維持するとも言っていた。結局、オバマ大統領は核なき世界に向けてのシナリオやスケジュールを示せないままに終わった。

そういう点では、一般のイメージとは逆に、核廃棄に実質的な貢献をしたのはレーガン大統領である。大統領就任にあたり大統領が核攻撃の意思決定をするという指揮命令についての説明に病床につくほどのショックを受けたというレーガンは、レイキャビクにおけるゴルバチョフ書記長



平和記念公園を訪れ、当時の岸田文雄外相（右）の説明を聞くオバマ米大統領（右から2人目）と安倍晋三首相。奥は原爆ドーム。広島市中区で2016年5月27日（代表撮影）

との米ソ首脳会談（1986年10月）の最終局面で、初めての5年で米ソの戦略核の5割を、次の5年で残りの戦略核を廃棄するという案について話し合い、合意寸前まで行った。合意を妨げたのは米国が計画していた戦略防衛構想（SDI）である。米側には戦略核の全面廃棄を行っても対米核ミサイル攻撃をSDIによって無力化できるという計算があった。ソ連側は、もし米国のSDI計画を止められなければソ連も同様の計画を持たなければならぬが、ソ連にはその力がないから、ABM制限条約システムの維持強化を戦略核全面廃棄の条件とせざるをえなかった。具体的には次の10年間はSDIの実験を研究室で行うことに制限するというのがゴルバチョフがつけた条件だった。レーガンが合意すべきかどうか意見を訊くと、G・シユルツ國務長官もソ連との交渉にあたっていたP・ニツツエも答えはイエスだった。だが、国防次官補のR・パールらが反対し、戦略核全面廃棄の米ソ合意はできなかった。あの場でSDIの実験が研究室に限定されることがどういう意味を持つのかをよく理解していた者はいなかったし、実験が研究室に限定されようがされまいが、SDI計画は結局失敗に終わったから、戦略核の全面廃棄にゴルバチョフがつけた条件を米国が呑んだところで米国が失うものはないのである。パールは大学院生の頃からレーガン政権の國務次官補だったP・ウォルフオウィッツとともにウォ

ルステッターの影響を受け、ともにブッシュ（子）政権では米国をイラク戦争に向かわせる急先鋒になった。

レーガンは核廃絶を考えたことのあるカーターやあるいはオバマのように理想を掲げた政治家ではないし、またニクソンのような戦略家でもなかったが、レイキャビクでの彼の外交はソ連があと何年も持たないと理解していたゴルバチョフを相手に冷戦体制が揺らぎ始めたタイミングをつかんで可能となったものである。米ソ合意ができなかったからレイキャビクは失敗だったという意見があるが、必ずしもそうではない。その1年後のワシントンでの米ソ首脳会議（1987年12月）で、両国は地上配備の中距離核戦力（INF）ミサイルを全廃することに合意したINFミサイル全廃条約を締結した。この条約は、ソ連が1970年代半ばに配備したINFSS-20に対抗してNATOもINFパーシングIIを西ドイツに配備したことによって極度に高まった国際緊張を下げるため、米ソ双方がINFを全廃することに合意したことを意味した。同条約にはINFミサイルの廃棄を検証する査察制度が入った。いずれも軍縮史上画期的なことである。この合意ができたのはレイキャビクでレーガンとゴルバチョフの間にできた信頼があったからだ。その後、レーガン政権で副大統領を務めたブッシュ（父）が大統領に就きマルタでの米ソ首脳会談（1989年12月）で冷戦終結を宣言し、第一次戦略兵器

削減条約（START I、1991年1月）では米ソの戦略核の上限を6000発に、さらに第二次戦略兵器削減条約（START II、1993年3月）では3000〜3500発以下に削減することに合意した。START IIは発効はしなかったが、そこで合意した戦略核の廃棄数は、当時米ソ両国で持っていた世界の戦略核の95%のうちの3割から4割に当たった。さらにその後、新START（2011年2月）では戦略核数を双方とも約1550発にまで下げた。ピーク時で7000発もあった米ソの戦略核の数が下がり始めたのはレイキャビクの後なのである。

国際政治の理想と現実

レーガンのレイキャビクでの交渉を見てもわかるように、武器廃棄や軍縮・軍備管理は戦争の可能性を小さくする理想を追うだけでなく利益の計算がある。この理想と現実を考えて政策をつくるのが政治である。たとえば国際連盟の理念を支えたワシントン海軍軍縮条約（1922年）の場合、日本もこの条約に調印して10数隻の艦艇を廃棄したり建造を中止したりした。しかし、理想のために現場の利益が犠牲になったように見えたことが日本海軍からの反発を買い、ロンドン海軍軍縮会議交渉から日本は（1937年1月）脱退した。日本は海軍軍縮という理想を実現する

ための駆け引きに失敗した。これは外交の失敗でもあり政治の失敗でもあった。外交が成功するには国の外側と内側の両方から同意を取りつけないといけない。ましてや第二次大戦後の核兵器の保持・不保持の問題になると話はさらに難しくなり、理想を掲げるだけでは前に進まない。たとえば日本がNPTに加盟した時、その理想と駆け引きの両方に難しさがあった。このことについて、たとえば前田寿は大著『軍縮交渉史』（1968年）のなかで、NPTは「われわれは持つが、あなたがたが持つのはやめなさい」という理屈で、非核保有国から反発が出たのは当然だと書いている。同条約がその対象にしたのは特に日本と西ドイツである。思案のあげく、両国は自前の核を持つよりも同盟国米国が率いる国際安全保障体制を維持・発展させる方を優先した。日本は1969年11月の日米首脳会談のすぐ後にNPTに調印した。同会談で沖縄の核抜き返還を決めた日本がこれから核を持つとは言えなかったし、また佐藤栄作首相には政治家の間のギブ・アンド・テイクの気持ちもあつただろう。

このように、国際政治の理想と現実是对峙しているといふより、むしろ表裏一体のものである。日本国憲法第9条ももっぱら理想を体现したもののように言われるが、第9条のその元となったものを見ると現実の政治を反映したところがある。周知のように第9条は1928年のパリ不戦

条約の第1条を引き継いでいるが、不戦条約はフランス憲法の非戦規定を、またフランス憲法の非戦規定はその前年1790年のデクレ第4条をほとんどそのまま取り入れたものである。そのデクレ第4条には「フランス国民は、征服を行う目的で、いかなる戦争をすることも放棄し、かつ、いかなる国民の自由に対しても、決して武力を行使しない」とあり、そこにいる征服を行う目的の戦争を放棄するというのは、戦争を行うフランス国王の権限を国民議会の側が制限するという意味があり、後の方の文章は、フランスがその周りの国の国民の自由に対して武力を行使しないというだけでなく、周りの国（の国王）が主権在民を宣言した革命フランスに対して武力を行使することを禁じるという含意があつたという。

また、第9条の後段にある国の交戦権を認めないという文言が1946年2月のマッカーサー総司令部（GHQ）の憲法草案に登場して以来、この後段を削除したいという気持ちで日本にあるが、これはパリ不戦条約に関するブタペスト解釈条項が国際法協会（ILA）の年次大会で決議された際、そのなかに侵略国に対しては交戦国が持つべき権利を享有しないという文言があり、その考え方が総司令部の憲法草案に反映されたものと言われている。

軍事力廃棄について書かれた古典として知られるカントの『永遠平和の為に』（1795年）でも、カントは常備



アイスランドの首都レイキャビクの市立迎賓館「ホフジ」（岬の家）で首脳会談を行うレーガン米大統領（右から3番目）とゴルバチョフ・ソ連書記長（左）＝1986年10月11日（米国立公文書館所蔵）

軍は全廃されるべきであると書いたそのすぐ後で、国民が自発的に武器に修練し祖国を他国の攻撃に備えるのは常備軍とは別のことで許されると書いている。これはちょうどパリ不戦条約が戦争は違法だと言いながら自衛の戦争を認めたのと似ている。そういう理想と現実の問題をそのまま日本国憲法第9条も引き継いでいる。

いま論じられている核廃絶という国際政治の理想を追求する場合にも、理想と現実の双方に注意を払わなければならない。

結びにかえて―「セカンド・ニュークリア・エイジ」に入った東アジア

核廃絶を考える場合にここに述べてきた様々な面に注意を払う必要があるが、冷戦終結から30余年が経った今日の国際政治を見て、核抑止を含むこれまでの核の論理が今後も有効なのかどうかについて疑問が出てきた。なぜなら、いま存在する核戦略は米ソ冷戦をいかに戦うかという文脈でつくられたものだからである。核が登場する前からすでに米ソ政治対立があった。核の登場はその対立を強めた。ところが、米ソ冷戦が終わって、いま進行中のウクライナは深刻な問題だが、米ロ核戦略問題はかつてほどの国際政治の中心的テーマではなくなった。たとえば、昨年2月、スタートしたばかりのバイデン政権が米ロ間で急きょ話を



土山 實男(つちやま・じつお)氏

1950年生まれ。青山学院大学法学部卒。ジョージ・ワシントン大学国際関係大学院、メリーランド州立大学大学院修了、Ph.D。青山学院大学国際政治経済学部教授、同大副学長、国際安全保障学会会長などを務めた。著書に『安全保障の国際政治学―焦りと傲り』（有斐閣）、*Japan in International Politics*, (共編) (Lynne Rienner) 他。

まとめてその期限が切れる2日前に新STARTの5年延長を発表したが、この一件を見ても米国が米ロ関係を国際政治のどこに位置づけるかをすぐに決められない混迷ぶりがある。

いま国際社会が直面している核の問題はロシアの核ではなく、中国と北朝鮮の核である。彼らの核と並んで、彼らの極超音速ミサイルなどのミサイル開発の驚くべき進展ぶりも脅威となっている。印パはすでに核を持ったし、中東でも核化の動きがある。米国がこれらの国々、とくに中国と北朝鮮の核問題に取り組み時に、米国がソ連との間で米ソ冷戦の文脈でつくり育ててきた核抑止や戦略的安定性などの核のコンセプトや政策がどれほど役に立つのかが問

題になっている。この問題を初めに指摘した一人がP・ブラッケンで、彼はブローディが核抑止を言い出してからだいたい冷戦終焉までを「第一核時代」、いま新たに問題になっている核の時代を「第二核時代」と呼んでいる。(Paul Bracken, *The Second Nuclear Age*, 2012) たゞえば、中国は核戦略を彼らの接近阻止・領域拒否(A2/AD)のため、あるいは台湾有事や朝鮮有事の対処の一環として位置づけているだろう。米国がINF条約のためにINFを製造・配備できなかった間に中国は日本に到達可能なDF21などの中距離ミサイルをすでに配備している。北朝鮮も日本のミサイル防衛の裏をかくためにロフテッド軌道で発射できるミサイルなど多様なミサイルの導入をはかっているから、日本や韓国がミサイル防衛システムを強化しても迎撃の側は後手に回り、さらに、彼らが核をミサイルに搭載すれば、ミサイル防衛システムがあってもその効力はきわめて限られてくる。先に見たようにかつては米国が北朝鮮や中ソに核恫喝をかけたが、すでに中国は台湾・朝鮮有事の際に日本に核恫喝をかけることができる状態にある。

こういう状況のなかで核廃絶を考えなくてはならない。かつてジョージ・ケナンはヨーロッパを念頭に何度かNFU(核の先制不使用)を主張した。いまは難しいが、NFUの国際合意をつくることが核廃絶にコマを進める第

一歩になる。N F U合意ができれば、攻撃を仕掛けてくる側が核を使わない限り、核は使われないことになるからだ。N F Uの国際合意をつくるためにも、また核廃絶に向けてコマを進めるためにも、当面、中国や北朝鮮の政治外交を国際社会がどれくらい信用するか、またこれらの国々が信用される政治外交を行うかどうかの一つの鍵となるだろう。